

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

○警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（国際連携対策官） 第三十二条（略）</p> <p>2 国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第十四条</u>の規定に関する事務に限る。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（国際連携対策官） 第三十二条（略）</p> <p>2 国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第十三条</u>の規定に関する事務に限る。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。</p>